

培訓實習契約書

インターンシップに関する契約書

培訓實習契約書

インターンシップに関する契約書

大栄環境株式会社（下稱「甲方」）派遣實習者機構（大學）（下稱「乙方」）對乙方之學生（下稱「研修生」）實施培訓實習（下稱「研修」），締結契約如下。

大栄環境株式会社（以下「甲」という。）とインターンシップ送出し機関（大學）（以下「乙」という。）は、乙の学生（以下「研修生」という。）に対しインターンシップとして行う実習（以下「研修」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

第1條 （研修期間及研修内容）

甲方以下記條件受託培訓，使研修生研修甲方業務之一部分。

研修期間： 2017年9月1日起至2018年1月31日止

- 研修内容：
1. 學習日本最新廢棄物處理統合系統之概要。
 2. 焚化爐機組營運之實務。
 3. 與機組營運相關之電腦管理方法之概要及實務。
 4. 藉由與日籍工作人員一同執行業務，達到提升日語能力之效果。
 5. 藉由在日本生活，接觸日本文化。

第1条 （研修期間及び研修内容）

甲は下記のとおり、研修生を受け入れ、当該研修生に対して甲の業務の一部について研修させるものとする。

研修期間：平成 29 年 9 月 1 日 から 平成 30 年 1 月 31 日 まで

- 研修内容：
1. 日本の最新の破棄物処理のトータルシステムの概要習得
 2. 廢棄物焼却施設のプラント運営の実務
 3. プラント運営に関するコンピュータ管理方法の概要と実務
 4. 日本人スタッフと共に実務をすることによる日本語能力の向上
 5. 日本での生活を通じ、日本文化との触れ合い

第2條 （修得學分等）

乙方在研修生培訓結束後，由大學授與下列科目之學分。甲方應提供習得科目之研修内容。

科目：環工職場實習
廢棄物處理職場實習
環工倫理職場實習

學分數：各三學分，共九學分。

第2条 （習得単位等）

乙は研修生が本研修を修了することにより、乙での下記科目に関する単位を与えるものとし、甲においても単位習得のための研修を提供する。

科目：環境工程職場実習

廃棄物処理職場実習

環境工程倫理職場実習

単位：各 3 単位、トータル 9 単位。

第3條 (研修地點暨研修時間)

甲方研修生之研修場所及研修時間應如下述。下述研修時間外若有必要要求研修生進行研修，必須對研修生說明時間外研修之必要性。此外，甲方必須遵守日本的勞動相關法規。

研修地點： 日本國三重縣伊賀市予野字鉢屋 エネルギープラザ事業所

研修時間：平常日週一至週五，工作 5 日，上午 8 時至下午 5 時（含休息時間 1 小時）。

2 針對僅能在第 1 項所揭時間帶以外之研修（如僅在夜間運作之機組運轉及操作等），必須因應需求，經指導者指示及本人同意後實行。

3 配合指導者的出勤，須於前月份明示當月份之研修行程。

4 一週內的研修（勞動）時間上限定為 40 小時。但研修時間外之研修不含於研修時間內。

第3条 (研修場所及び研修時間)

甲は研修生の研修場所及び研修時間は下記のとおりとし、下記研修時間以外に学生に対して研修を行う必要がある場合は研修生に対して時間外研修の必要性を説明しなければならない。また、甲においては日本の労働に関する法律を遵守しなければならない。

研修場所： 日本国 三重県伊賀市予野字鉢屋 エネルギープラザ事業所

研修時間： 平日 月曜～土曜の内 5 日勤務

午前 8 時から午後 5 時まで（休憩時間 1 時間）

2 第一項に掲げる時間帯以外でしか行えない研修（夜間のみプラント運転・操作等）に関しては必要に応じて指導教官が指示し、本人の同意を得て行う。

3 指導教官の出勤に合わせ、前月に翌月の研修スケジュールを明示する。

4 一週間の研修（労働）時間は 40 時間以内とする。但し、時間外研修は研修時間に含まないものとする。

第4條 (報酬)

甲方對研修生支付下述報酬。

報酬額：一小時 800 日圓。無獎金加給。

支付日：每月月底結帳，翌月 5 日支付。若該月 5 日適逢例假日，則於其前一日支付

支付方法：以現金直接支付研修生。

第4条 (報酬)

甲は研修生に対して下記のとおり報酬を支払うものとする。

報酬額： 800 円 / 1 時間。 賞与なし。

支払日： 毎月末日締め、翌月 5 日支払い。但し、5 日が休日の場合はその前日。

支払方法： 手渡しにより支払う

第5條 (房租等)

研修生の住居之房租、電費、瓦斯費、水費由甲方負擔。但住居須於甲方指定之住居。

2 冰箱、空調、洗衣機由甲方無償借與研修生。

第5条 (家賃等)

研修生に関する住居に関する家賃、光熱費、水道費は甲が負担する。但し、住居は甲の指定する住居とする。

- 2 冷蔵庫、エアコン、洗濯機は甲が研修生に無償で貸与する。

第6条 (其他費用)

以下費用由甲方負擔。但若因為乙方或研修生之瑕疵，以致費用超出一般費用時，其超出費用由乙方或研修生負擔。

1. 首次由桃園機場至關西國際機場之來回機票費用。
 2. 通勤相關費用。
 3. 制服相關費用。
 4. 為取得研修生之居留資格（居留簽證）所需之專家費用。
- 2 餐費、育樂費、其他研修時間外之費用應由研修生自行負擔。但若是作為業務之一環而負擔之費用，於研修生說明其費用應為甲方負擔後，由甲方負擔。

第6条 (その他の費用)

次に掲げる費用は甲において負担する。但し、乙又は研修生の瑕疵により通常かかると考えられる費用以外の費用が発生した場合は乙又は研修生の負担とする。

1. 初回渡航にかかる桃園空港から関西国際空港までの往復航空券代
 2. 通勤に関する費用
 3. 制服に関する費用
 4. 研修生の在留資格（在留ビザ）取得に関する専門家費用
- 2 食費、遊行費、その他研修時間外に負担する費用は研修生の自己負担とする。ただし、業務の一環として負担したとみなされる費用に関しては研修生においてその費用負担が甲にあることを疎明し、甲において負担する。

第7条 (研修期間中之保険暨生活)

甲必須讓研修生加入社會保險，其健康保險費用中應由研修生負擔部分由報酬中扣除。其消費型之厚生年金保險應由研修生負擔。

- 2 海外意外險由乙方或研修生負擔，自行加入。
- 3 不拘於前項規定，因研究生之疾病或特別情況，致使研修生必須負擔過高費用時，甲方必須採取保護研修生之必要措施。
- 4 甲方在研修生居留期間，須設置能讓研修生順利接受研修並正常生活之諮詢窗口，並必須盡力為研修生考慮。

第7条 (研修期間中の保険及び生活)

甲は研修生を社会保険に加入させるものとし、健康保険料に関し、研修生負担部分は報酬より控除する。また、掛け捨てとなる厚生年金保険に関しては研修生の負担とする。

- 2 海外事故保険は乙又は研修生の負担において独自に加入する。
- 3 前項の規定にかかわらず、研修生の病気や特別な事情により研修生が過大な費用の負担を余儀なくされた場合、甲は研修生の保護のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 甲は研修生の滞在期間中、研修生が問題なく研修を受け、通常の日常生活を送れるように相談窓口を設置するとともに、最大限配慮しなければならない。

第8條 (事故責任)

研修中若係因研修生之過失以致研修生受到職業災害，責任由乙方或研修生承擔；若可認定為甲方之指導不足等使用者責任，則由甲方負責，並適用於勞災保險。

第8条 (事故に関する責任)

研修中において研修生の過失により研修生が被災した場合、責任は乙又は研修生が負い、甲の指導不足等、使用者責任が認められる場合は甲において責任を負うものとし、労災保険を適用させる。

第9條 (保持秘密義務)

甲方必須遵守個人資料之相關法律，適切管理培訓之研修生之相關個人資料。此外，當必須將研修生的個人資料提供給第三者時，必須得到研修生本人同意。

第9条 (秘密保持に関する義務)

甲はインターンシップとして受け入れた研修生に関する個人情報に関する法律に従って適切に管理しなくてはならない。また、研修生の情報を第三者に提供する必要があるときは事前に研修生本人の同意を得なくてはならない。

第10條 (關於研修之遵守事項等)

研修生在研修期間中及研修結束後，均必須遵守不得將研修期間中得知之甲方內部資訊及機密事項洩漏於外部之規定。乙方必須要求研修生在研修期間中及研修結束後，遵守不得將內部資訊及機密事項洩漏於外部之規定。

- 2 研修生在接受研修之際，必須遵守甲方所定之與勞動相關之公司內部規定；乙方必須盡力讓研修生遵守公司內部規定。
- 3 研修生必須遵守指導者之指示。
- 4 研修生在有正當事由時得請假，但事前必須先向指導者說明其事由，並取得同意。
- 5 研修生若不遵守本條各項之規定事項，甲方得終止研修。此外，研修生若有曠職 2 日以上之情形，甲方亦得終止其研修

第10条 (研修に関する遵守事項等)

研修生は研修期間中において知りえた甲の内部情報や機密事項に関し、研修期間中及び研修終了後も外部に漏洩しないように遵守しなければならず、乙は、研修生がそれら内部情報や機密事項に関し、研修期間中及び研修終了後も外部に漏洩しないように遵守させなければならない。

- 2 研修生は研修を受けるに際して甲の定める労働に関する社内規定を遵守しなければならず、乙は研修生が社内規定を遵守するよう努めなければならない。
- 3 研修生は指導教官の指示に従わなければならない。
- 4 研修生は正当な事由がある場合、欠務を申し出ることができるが、その事由を事前に指導教官に説明し、了承を取らなければならない。
- 5 研修生が本条各項に規定する事項を遵守しない場合、甲は研修を中止することができ

る。また、研修生が2日以上無断欠務した場合も甲は研修を中止することができる。

第11條 (其他事項)

若有此契約書未規定之事項，或對此契約書所規定之事項產生疑義時，甲方乙方應協議之，並誠實解決問題。

第11条 (その他の事項)

この契約書に定めのない事項またはこの契約書に定めた事項に関し、疑義が生じたときは、甲乙協議の上、誠実に問題解決にあたらなければならない。

為證明本契約，本合約書一式二份，由甲、乙雙方各執乙份存照。

以上、本契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

2017 年 2 月 10 日

(甲) 日本兵庫県神戸市東灘区向洋町東2丁目2-4

大栄環境株式会社執行役員総務部長 鰐部 仁

鰐部 仁

(乙) 台湾台中市西屯區臺灣大道四段 1727 號

東海大學環境與科學工程學系 系主任 張瓊芬

張瓊芬